

第 4 回地域検討会（長崎県）での指摘事項に対する対応（案）

(1) 第 3 回地域検討会議事概要及び指摘事項（資料 1、 2）

質問・コメント等はなし。

(2) 平成 20 年度実施計画(案)（資料 3）

質問・コメント等はなし。

(3) クリーンアップ調査及びフォローアップ調査結果概要（資料 4）

1	<p>【指摘】ラベル表記による漂着ゴミの製造国の出現傾向をみると、越高地区と志多留地区の出現傾向が若干異なるようだが、海流、風など、どのような要素が考えられるか。また、その分析は実施したか。</p> <p>【対応】まだ十分な解析が実施できていない。今後の出現状況と併せて検討する。</p>
2	<p>【指摘】対馬の 2 ヶ所のモデル海岸において秋～冬の出現量は少ないようだが、島内の他の海岸では同じ時期に多いところもある。実感的なゴミの漂着状況を反映していないのはいか？それとも、この程度と考えて良いのか？</p> <p>【対応】南西に開いた海岸における秋から冬の間の漂着量はこの程度推定されるが、海岸地形や湾口の向きなどが異なる海岸によっては冬季に多く漂着することも想定される。今後梅雨末期（第 5 回）と台風季節（第 6 回）を対象として、クリーンアップ調査を実施する予定であり、定点観測調査結果も併せて、通年の漂着状況や大量漂着時期を把握したいと考える。</p>
3	<p>【指摘】総括検討会においても、海岸で焼却するということについての論議が出ていたが、対馬でも海岸に行くと焼却痕がみられるが。</p> <p>【対応】第 3 回の地域検討会において、前任の長崎県廃棄物対策課の本多委員が海岸焼却の可能性について報告して（第 3 回地域検討会（長崎県）参考資料）原則禁止である。また、今回の参考資料 2（第 3 回総括検討会議事概要）にも、それについての記載がある。参考として頂きたい。</p> <p>（環境省意見）廃掃法の 16 条 2 で全面的に野焼きを禁止しており、例外規定として、こういう場合は認めるという書き方になっている。海岸で野焼きをする場合は事前に最寄りの保健所に相談してほしい。（その他、野焼きの原則禁止に関する普及などについての意見があった）</p>

(4)その他の調査の進捗状況（資料5）

4	<p>1) 【指摘】定点観測調査によって漂着時期が判ることから、清掃適期の判別のために継続実施を検討してはどうか。また、風向きや海岸線の向きなどを考え、他の海岸でも実施してはどうか。</p> <p>【対応】年度は越高地区のみを対象としている。予算が限られていることから、他地点での実施については、写真撮影のボランティアがいれば別途検討したい。</p>
---	---

(5) 地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方について（環境省：別紙1、長崎県：別紙2、事務局：資料-6）

5	<p>【指摘】対馬周辺の海中に堆積したゴミ（例：アナゴ筒）は調査・回収の対象にならないか。</p> <p>【対応】対馬では海底ゴミを調査対象としないが、瀬戸内海において漁業者の協力を得て底曳網による海底ゴミを対象とした調査を行い、海底ゴミの実態把握を行っている。</p>
6	<p>【指摘】対馬を含む離島では、回収した漂着ゴミの運搬・処理に関する問題が大きいと考えられる。同様の状況にあると思われる離島での課題を整理し、優先的な財政措置を検討してもらうなどを提案するのはどうか。</p> <p>【対応】モデル地区のうち、沖縄県の西表島では、対馬と同様に島内処理困難という問題があり、減容化による経費削減なども検討している。報告書の作成時には、調査結果や地域検討会での論議を含め、離島での対応策も検討・整理したい。</p>

注：上記のほか、環境省の補助金に関する質疑応答が検討員と環境省の間でなされた。また、事務局より、地元検討員で構成されるワーキングの設立について、検討員全員から賛成を頂いた。

以上